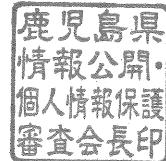


答申意第13号
平成30年9月11日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿
(税務課扱い)

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会
会長 野田 健太郎



「県税の賦課徴収事務」における特定個人情報保護評価書に関する諮問
について（答申）

平成30年7月23日付け税第64号であった標記の諮問案件について、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価の適合性、妥当性等を審議した結果、概ね適切に行われていることを認めます。

なお、答申にあたっては、下記の付言を添えます。

記

付 言

- 1 「II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「委託事項 4②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性」欄は、内容をより具体的に記載すること。
- 2 「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法」欄は、委託事業者の担当者が特定個人情報ファイルを閲覧・更新することが可能かを明記すること。
- 3 「IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発」の「従業者に対する教育・啓発 具体的な方法」欄は、従業者等の違反行為に対する措置について明記すること。